

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 業務方法書実施細則

平成21年6月22日制定
平成22年1月29日改正
平成22年6月22日改正
平成23年6月27日改正
平成25年3月28日改正
平成26年3月27日改正
平成27年6月17日改正
平成28年3月30日改正
平成29年3月29日改正
平成29年3月29日改正
平成30年8月17日改正
令和2年3月27日改正
令和3年3月30日改正
令和3年5月31日改正

(対象特定野菜等)

第1条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書（以下「特定野菜等業務方法書という。」）第3条の対象特定野菜等は、別表1に掲げるとおりとする。

(対象市場群)

第2条 特定野菜等業務方法書第4条の対象市場群は、別表2に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

第3条 特定野菜等業務方法書第5条の対象出荷期間は、業務1区分ごとに別表1に掲げるとおりとする。

(業務対象年間)

第4条 特定野菜等業務方法書第5条の業務対象年間は、業務1区分ごとに別表1に掲げるとおりとする。

(保証基準価格、最低基準価格、資金造成単価)

第5条 特定野菜等業務方法書第14条第2項の保証基準価格、第6条の第1項の最低基準価格、第7条第2項の資金造成単価は、業務1区分ごとに別表1に掲げるとおりとする。

附 則（平成21年7月28日新農第183号）

- 1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月10日新農第487号）

- 1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成22年3月1日から適用する。
- 2 施行日において、特定野菜業務方法書第6条第1項に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係わる申込みの申込期限は、第6条1項の規定にかかわらず、平成22年4月31日とする。

附 則（平成22年8月3日新農第189号）

- 1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月15日新農第177号）

- 1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月12日園農第25号）

- 1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この実施細則は、「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について」（農林水産省生産局長通知）を受け、県からの通知に基づき施行する。

附 則（平成28年4月1日園農第1号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（平成29年3月30日園農第421号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（平成30年9月27日園農第190号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和2年4月1日園農第14号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和3年4月27日園農第30号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和3年6月15日園農第99号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

特定野菜事業保証基準価格等（令和3年10月出荷開始分から適用）

別表1

業 務 区 分			業 務 対 象 年 間	保証基準 価 格 (円銭/kg)	最低基準 価 格 (円銭/kg)	資金造成 単 価 (円銭/kg)
対象特定 野 菜 等	対象市場群	対象出荷期間				
に ら	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和4年5月1日から 令和6年6月30日まで	208.00	143.19 (156.21)	51.85 (41.48)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和4年5月1日から 令和6年6月30日まで	224.50	154.23 (168.25)	56.22 (44.98)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から 10月31日まで	令和4年7月1日から 令和6年10月31日まで	344.50	236.97 (258.51)	86.02 (68.82)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から 10月31日まで	令和4年7月1日から 令和6年10月31日まで	381.00	262.12 (285.95)	95.10 (76.08)
ア ス パ ラ ガ ス (グリーン アスパラガスに限る)	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和4年5月1日から 令和6年6月30日まで	767.00	527.37 (575.31)	191.70 (153.36)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和4年5月1日から 令和6年6月30日まで	883.00	606.93 (662.11)	220.86 (176.69)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から 9月30日まで	令和4年7月1日から 令和6年9月30日まで	706.50	485.87 (530.04)	176.50 (141.20)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から 9月30日まで	令和4年7月1日から 令和6年9月30日まで	749.00	515.12 (561.95)	187.10 (149.68)
生 い た け	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和4年5月1日から 令和6年6月30日まで	587.50	404.05 (440.78)	146.76 (117.41)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和4年5月1日から 令和6年6月30日まで	750.00	515.50 (562.36)	187.60 (150.08)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から 10月31日まで	令和4年7月1日から 令和6年10月31日まで	614.00	422.13 (460.51)	153.50 (122.80)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から 10月31日まで	令和4年7月1日から 令和6年10月31日まで	759.50	522.36 (569.85)	189.71 (151.77)
	東 北 ブ ロ ッ ク	11月1日から 12月31日まで	令和3年11月1日から 令和5年12月31日まで	720.50	495.50 (540.55)	180.00 (144.00)
	関 東 ブ ロ ッ ク	11月1日から 12月31日まで	令和3年11月1日から 令和5年12月31日まで	856.50	589.04 (642.59)	213.97 (171.18)
	東 北 ブ ロ ッ ク	1月1日から 4月30日まで	令和4年1月1日から 令和6年4月30日まで	706.00	485.38 (529.51)	176.50 (141.20)
	関 東 ブ ロ ッ ク	1月1日から 4月30日まで	令和4年1月1日から 令和6年4月30日まで	811.00	557.72 (608.42)	202.62 (162.10)

備考1 最低基準価格及び資金造成単価の欄の（ ）は、業務方法書第6条に規定する「特例60」の申込みに基づく最低基準価格及び資金造単価である。

備考2 東北ブロック及び関東ブロックとは、別表2に定める市場群をいう。

備考3 負担金の負担割合については、国・県・共同出荷組織等、それぞれ3分の1とする。

但し、国の定める重要特定野菜（アスパラガス）にあつては、国2分の1、県、共同出荷組織等にあつては、それぞれ4分の1とする。